



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域の多文化共生推進に必要な連携とその課題：苫小牧市国際化推進事業における活動から
Author(s)	五十嵐, 啓子; IGARASHI, Keiko
Citation	日本語・国際教育研究紀要, 26, 25-41
Issue Date	2023-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/89086
Type	departmental bulletin paper
File Information	26_p25.pdf



地域の多文化共生推進に必要な連携とその課題

－ 苫小牧市国際化推進事業における活動から－

五十嵐 啓 子

要 旨

本稿では、筆者が2022年度から携わっている苫小牧市を事業主体とする国際化に関する事業（以下、国際化推進事業とする）の実践について報告する。また、国際交流協会及びその機能を有する組織がない地域の多文化共生推進に必要な連携と課題について実践者の視点から考察する。

国際化推進事業では行政と関係者が連携し、多文化共生に対する理解の促進を目的に、外国人と日本人の協働による「多文化共生ワークショップ」「やさしい日本語講座・ワークショップ」「避難所体験」を行った。外国人と日本人が協働で活動した結果、多文化共生に対する理解の促進に一定程度の成果が見られた。また、この取り組みからは、行政が多文化共生の推進に重要な役割を果たすことが示された。一方で、事業全体の成果については何を指標とするか事前に十分な議論がなく、事業実施後の検証が行えなかった。地域日本語教育については体制が整っておらず、専門家との連携には至らなかった。多文化共生推進の萌芽期にある地域では、人的ネットワークの構築など体制整備以前の課題が山積している。

【キーワード】多文化共生推進、連携、体制整備、行政、苫小牧市

1. はじめに

外国人材の受け入れが拡大する中、地域における多文化共生¹⁾の推進が急務となっている。生産年齢人口の減少によって労働力不足が深刻化している地域では、その人手不足を解消するための手段として外国人の受け入れが増加している。特に地方では、農業や漁業に関する食品加工業や、生産コストが安い地方に拠点を移転した企業などが外国人材を確保したことにより、2010年代に入ってから外国人数が急増した（加藤 2017、徳田・

二階堂・魁生 2019)。北海道では、在留資格別外国人労働者に占める技能実習生の割合が高く、2020年には全体の5割を超え（宮入 2022）、国籍別ではベトナムが8割を占めている（湯山・設楽 2019）。苫小牧市においてもこの数年間で技能実習生が急増しているが、特定技能が新設されたように在留資格に関する国の施策が変われば、今後もより多様な背景の外国人が地域で生活することとなる。そうなれば、生活者としての外国人を受け入れるための体制整備や日本人の多文化共生に対する理解の促進は、地方自治体や地域住民にとってこれまで以上に避けて通れない課題となる。

では、外国人の受け入れに向けた体制整備や日本人の多文化共生に対する意識の醸成は誰が担うべきなのか。地域日本語教育では、地域日本語教育システム²⁾（日本語教育学会 2008）の導入や「専門職を配置し体制を整備することが不可欠」（御館 2019）とされているが、苫小牧市のように国際交流協会や全体をコーディネートする専門家が不足している地域では、日本語の専門家を配置するのは容易ではない。日本社会における日本語教育の課題を解決するためには公的な支援が必要であるということが強く言われている（神吉 2015）が、多文化共生の推進においても体制整備を含む課題解決のための公的な支援が求められる。

苫小牧市では、外国人の急増と多文化共生推進の流れによって、行政による多文化共生社会の実現に向けた取り組みが始まった。現在の取り組みは地域日本語教育体制の整備そのものを目的とはしていないが、行政が多文化共生の推進に舵を切ったことは地域日本語教育を促進するうえでも重要であり、本特集で報告する意義があると考ええる。

そこで、本稿では筆者が関わった苫小牧市の事業実践を報告するとともに、多文化共生の推進に向けた体制整備において、行政と関係者が連携する重要性及びその課題について考察する。

2. 背景

本節では、苫小牧市の概要と苫小牧市の国際交流及び多文化共生に関わる過去の取り組みについて述べる。これらに関する過去の取り組みについては明文化された資料がないため、市に対する質問書の回答³⁾とホームページ等で公開され、確認できた情報からまとめる。

2.1 苫小牧市の概要と在留外国人の状況

苫小牧市は北海道の南西部に位置する人口約168,000人の都市である。北海道では札幌、旭川、函館に次いで4番目に人口が多い。また、製紙業や自動車産業、石油コンビナートを有する工業都市であると同時に、新千歳空港や国際貿易港である苫小牧港のダブルポートを有する物流拠点でもある。

在留外国人については苫小牧市においても増加傾向にある。出入国在留管理庁の2021年の統計では、5年前の400人台から844人⁴⁾と倍増し、2022年11月時点ではさらに998人となり、2021年から約1年間で150人近く増加している。人口に占める外国人の割合では、日本全体の2.2%⁵⁾と比較すると低く見えるが、短期間で北海道の0.7%⁶⁾に迫る0.6%まで上昇している。北海道の技能実習生増加の背景と同様、苫小牧市においても人口減少に伴う人手不足を解消するために外国人材を確保する企業が増え、国籍別ではベトナム人が、在留資格別では技能実習生が上位を占めている（表1・表2）。

表1 国籍別在留外国人数

	国 籍	合計
1	ベトナム	276
2	中国	162
3	韓国	106
4	インドネシア	65
5	フィリピン	62
	その他	327
	合計	998

表2 在留資格別在留外国人数

	在留資格	合計
1	技能実習（1～3号）	250
2	特定技能	140
3	永住者	123
4	特別永住者	107
5	技術・人文知識・国際業務	87
	その他	291
	合計	998

2.2 国際交流と日本語教室

苫小牧市の国際交流の沿革については詳細な情報は得られなかったが、公開されている情報によると、1991年に苫小牧国際交流関係団体連絡協議会が設立されている。現在、協議会には苫小牧ニュージーランド協会、苫小牧ネパール協会、苫小牧ロータリークラブなど全11団体が加入しており⁷⁾、それぞれ国際交流を目的とした人的交流や国際協力としての人的支援などが行われている。

国際交流が加速する中、施政方針演説で「留学生30万人計画」が発表さ

れた2008年に、苫小牧市では「国際交流サロン（ぐる～り WORLD）」が開設された。国際交流サロンは、同じ国際貿易港を有する東京や横浜などの大都市とは異なる地方オリジナルのまちづくりのシンボルとして位置づけられた。

国際交流サロンの開設と同時に、外国人に対する日本語教室が始まった。教室は現在も国際交流サロンの一部として機能しており、市役所の一角を利用して行われている。教室は市の担当課によって運営され、職員が学習を希望する外国人の日本語レベルを確認したり、パートナーとなる日本語ボランティアとのマッチングを行ったりしている。基本的には、日本語ボランティアが担当する外国人は固定されており、日本人1名に対して1名から3名の学習者があてられている。学習者は2022年11月時点で14名おり、国籍別ではタイやインドネシア、中国が多い。在留資格別では配偶者や永住者、特定技能が中心で、在留外国人の上位を占めていた技能実習生はわずか1名であった。日本語ボランティアに関しては7名の日本人市民がパートナーとして活動している。日本語ボランティアの要件に日本語教師の資格は求められていないが、7名のうち6名が有資格者であった。教室では学習者のニーズに応じて日本語ボランティアが学ぶ内容を決めているが、教室そのものは本格的な語学の習得というよりも市民間の国際交流の場として機能している。

2.3 国際交流から多文化共生へ

国際交流から始まった苫小牧市の取り組みは、国際交流サロンにおける日本語教室開設へと展開し、現在は多文化共生の推進へと変化している。苫小牧市の取り組みに変化をもたらしたのは、2020年に総務省によって示された「地域における多文化共生推進プラン」の改訂⁸⁾の影響が大きいと考えられる。同プランの発表以後、苫小牧市の多文化共生推進事業が活発化しているが、その背景として次の3点が考えられる。

1 点目は、2022年5期目となった苫小牧市長の公約である。2018年の4期目の公約では「国際化を意識した施策」として「姉妹都市友好都市間の交流の促進」や「市民の国際感覚醸成に資する施策」が挙げられていたが、5期目である今期は、将来の国際交流の進展を見据えたまちの国際化を推進するとし、「多言語での情報発信」や「在住外国人の支援」という文言が入った。これにより、市の国際化の方向性が日本人市民の国際交流

の進展だけではなく、地域で暮らす外国人に対しても意識が向けられるよう明確に示されたといえる。

2 点目としては、2020年度に策定された「苦小牧都市再生コンセプトプラン（以下、コンセプトプラン）」⁹⁾が挙げられる。コンセプトプランは環境と産業が共生する持続可能な都市の実現に向けて、「ウォーカブルなまちづくり」「ウォーターフロントの魅力発信」「次世代産業の展開」「人材育成・多文化共生」の4本の柱からなる苦小牧市の成長戦略の方向性を示したものである。この柱の1つに「多文化共生」が入ったことによって、多文化共生社会の実現へ向けた取り組みが活発化していると考えられる。

3 点目としては、国際化推進事業の民間委託がある。2020年から導入された公共サービス民間提案制度¹⁰⁾によって、これまで市が直営で行ってきたさまざまな国際化推進事業が民間企業（以下、本事業における国際化推進事業の委託先は「受託企業」と称する）によって実施されることとなった。行政が行っていた事業を民間企業が受託することで、行政が不得意な分野を補完したり、行政とは異なる民間企業のネットワークを活用したりすることが可能になる。実際、新型コロナウイルス感染症の拡大によって市が当初予定していた事業が実施できなくなった際、受託企業が自社のネットワークを活用し、事業内容をオンラインに変更するなどして対応した。これをきっかけに日本人ボランティアや市内在住の外国人に対するオンライン講座を実施することになり、翌年以降も継続されることとなった。これは民間企業が関わった効果のひとつといえるだろう。

本稿には全てを記述することはできないが、この他にも苦小牧市では2020年以降、多文化共生関連の講演会、市内関係者による意見交換会、外国人雇用企業や留学生に対するアンケート調査、外国人相談窓口の拡充、多言語版生活行政情報誌の作成など、行政や受託企業による多文化共生社会の実現に向けた取り組みが進められている。また、2024年度には市が多文化共生の指針を策定することが既に決定しており、旧来の国際交流だけではない、地域に即した指針策定に向けて現在その準備が進められている。苦小牧市では多文化共生関連事業が活発化しはじめているが、その背景には行政が施策を明確に示したこと、また企業や関係者との連携を始めたことがあげられる。多文化共生推進の萌芽期にある地域では、行政が重要な役割を果たすといえるだろう。

2.4 多文化共生の推進に向けた地域の課題

前述の通り、苫小牧市では行政が中心的な役割を担うことで、地域の多文化共生社会の実現に向けた取り組みは広がりを見せている。一方で、その体制整備や人材については課題がある。たとえば、行政には組織改編や担当者の異動があり、担当職員によっては取り組みへの関わり方が大きく異なる。また、地域の専門家やコーディネーターの不足から、人材育成を担う人材そのものが不足している。地域日本語教育においても担い手の育成や人材育成の枠組みの必要性が指摘されている（米勢 2010）が、多文化共生の推進においても、誰が担うのか、どのような仕組みで人材を確保、育成するのかなど同様の課題がある。

このような課題の解決には御館（2019）の主張にあるように、地域日本語教育や多文化共生に関わるコーディネーターなどの専門家を配置し、体制整備を進める必要がある。しかし、多文化共生推進の取組が始ったばかりの苫小牧市のような地域では、一足飛びに体制を整備するのは難しい。まずはその前段として行政と地域の関係者が連携し、外国人と日本人の両者を巻き込みながら人的ネットワークを構築しなければならない。それには時間を要するが、事業や活動を通じてつながり広げると同時に、多様な課題に対応できる人材の確保とそれを担う地域の人材をいかに育成していくかが課題となる。

3. 北海道多文化共生NET設立の経緯と実践事例

現在、筆者は市の担当課と連携しながら、国際化推進事業を通じて地域の多文化共生の推進に向けて取り組んでいる。本節では筆者が関わった事業の前提となる北海道多文化共生NET設立の概要と、2022年度の国際化推進事業における実践について報告する。

3.1 北海道多文化共生NETの概要

筆者はこれまで主に高等教育機関における日本語教育に従事してきたが、日本語学校の設立を目指す地元企業に携わったことを契機に、地域の多文化共生の促進などに関わることとなった。地域へと目を向けると、外国人支援体制の不足や地域日本語教育の担い手不足など、教育機関とは異なる課題が山積している（米勢 2010、徳田・二階堂・魁生 2019他）。そこで、行政や関係者と連携しながら地域の日本語教育や多文化共生の推進

に取り組むために、小規模ながら2021年に北海道多文化共生NET（以下、当団体）を設立した。

設立後は地域の関係者と人間関係を構築するため、外国人雇用企業や関連団体、地域の日本人住民や外国人住民とできるかぎり接触するよう努めた。現在もこのような活動を継続し、後述の事業などを行いながら多文化共生社会の実現に向けて取り組んでいる。

3.2 当団体が実施した国際化推進事業の概要

2020年度から2022年度までの国際化推進事業は、2.3節で紹介した公共サービス民間提案制度の受託企業が主体となって行ってきた。2022年度からは当団体が受託企業から事業の一部を委託され、市の担当課ともに表3にある3事業を実施した。以降、各事業について詳述する。

表3 当団体が実施した国際化推進事業の概要

	事業1	事業2	事業3
事業名	多文化共生ワークショップ	やさしい日本語講座・ワークショップ	避難所体験
実施日	6月11日(土)	6月28日(火) 7月9日(土)	8月28日(日)
参加者	18名(外国人2名)	6/28 22名 7/9 22名 (外国人7名)	48名8名(外国人24名)
場 所	COCOTOMA(ココトマ)	苫小牧市民活動センター	苫小牧市東小学校体育館
概 要	1部：講座 2部：ワークショップ	入門編(6月28日) 1部：講座 2部：ワークショップ 実践編(7月9日) 1部：講座 2部：ワークショップ	1部：講座 2部：ワークショップ 3部：防災グッズ体験 4部：救急隊・消防隊による実演 5部：炊き出し体験・防災グッズの配布

3.3 事業1：多文化共生ワークショップ

多文化共生ワークショップは日本人市民を対象に、まずは多文化共生について知ってもらうことを目的として市民交流広場のカフェスペースを利

用して開催した。

1 部では、北海道内の大学教員を外部講師として招いて講座を行った。講座では北海道や苫小牧市の在留外国人の状況や、国際交流と多文化共生の違いなどが説明された（写真1）。

2 部では、国籍の異なる市内在住の外国人2名（市内企業に勤務する男性と日本人配偶者の女性1名）に協力してもらい、文化の違いから驚いたことや困ったことをそれぞれクイズ形式で出題してもらった。1名は、出身国と日本のジェスチャーの違いによって生じた誤解がどのようなものだったか、もう1名は、発音が日本語らしくないことをクラスメイトにからかわれ、学校へ行きたくないと言い出した子どもに対し、母親としてどのように対応したかという内容である。参加者はあらかじめ決められたグループに分かれて話し合い、代表者が内容をまとめて発表した（写真2）。全てのグループが発表した後、外国人が1名ずつ出題したクイズの答えを説明した。

多文化共生ワークショップに参加した日本人からは、外国人の回答が日本人の予想と大きく異なったことや外国人の経験を直接聞く機会が得られたこと、外国人の困りごとが異文化に起因することを実感できたなどの意見が見られた。また、協力者の外国人からは、自分の体験について日本人が考えてくれたことに対する喜びの声が聞かれた。



写真1 講座



写真2 ワークショップでの発表

3.4 事業2：やさしい日本語講座・ワークショップ

やさしい日本語講座・ワークショップは、日本人側の言語調整の必要性を意識してもらうことを目的に入門編と実践編の2回に分けて市民活動センターの講義室で実施した。入門編、実践編ともに北海道内の大学教員が

やさしい日本語の講座を行い、その後参加者にグループで活動してもらった。入門編は日本人のみで、実践編では各グループに外国人が1名から2名参加する形で行った。

まず、入門編では日本人を対象に、やさしい日本語の概要や言い換えの方法について講座を行った(写真3)。その後のワークショップでは、敬語やオノマトペが使用された短文の書き換えを行った。最後に、各グループの代表者が書き換えた文を発表し、全体で共有した。

2回目の実践編では入門編の復習を含めた講座を行った後、実際に市で配布している生活情報誌をレアリアとして使用し、やさしい日本語に変換するという活動を行った。入門編では短文を書き換えるだけだったが、実践編では防災に関する内容を扱い、情報を伝達する際に必要な視点や注意点などについても話し合ってもらった。実践編では各グループに外国人が参加したことにより、どのような日本語が難しいか、どのような情報が必要かなど活発な意見交換が見られた。グループ活動終了後、各グループで考えたやさしい日本語を用紙に記入し、ホワイトボードに貼り出した。参加者には掲示された他のグループの書き換え文を見てわかりやすいと思ったグループの用紙にシールを貼ってもらった(写真4)。最もシールの多かった文を紹介して全体で共有した後、活動を通して感じたことをグループの代表者が発表した。

入門編と実践編に参加した日本人からは、外部講師から講義を受けられたことや、日本人にとってやさしい日本語は難しいという意見が見られた。中でも外国人と協働できたことに対しては評価が高く、やさしい日本語の必要性を実感できたという感想が多く見られた。外国人参加者からは、やさしい日本語で話す日本人が増えてほしい、やさしい日本語が普及



写真3 講座



写真4 ワークショップでの活動

すると嬉しいという意見があった。

3.5 事業3：避難所体験

避難所体験は、発災時の行動や防災知識を外国人に提供するとともに、避難所における外国人対応とその課題について日本人市民に周知することを目的に、市内小学校の体育館及び駐車場を利用して開催した。本事業の避難所体験は実際の避難所を模した形式ではないが、避難所がどのようなものかを知ってもらい、防災に関する情報の入手方法や必要な防災用品を周知することを重視した。避難所体験は市の担当課の他、防災を所管する部署や市の救急隊・消防隊、北海道外国人相談センターなどを運営する北海道国際交流・協力総合センター（以下、H I E C C）¹¹⁾、キッチンカーを所有する業者、苫小牧工業高等専門学校の学生など多くの関係者の連携によって行われた。

1 部では、北海道における外国人の状況や災害についてH I E C Cの講師が講座を行った（写真5）。講座では地震や津波による苫小牧市の被害予測や、避難所で起きる外国人と日本人のトラブルの原因など具体的な事例が説明された。

2 部では、日本語でのコミュニケーションが困難だった場合、どのような対応が可能かを体験してもらうため、避難所の受付に外国人が来たという想定でワークショップを行った（写真6）。参加者は日本人と外国人に分かれ、外国人には日本語があまり話せないという設定で、多言語指しボード¹²⁾を使いながらコミュニケーションをとってもらった。

3 部では、防災を所管する担当課が苫小牧市の災害について簡単に説明した後、防災グッズ体験を行った。会場には実際の避難所で使用する段ボールベッドや簡易トイレを組み立てるブースや、災害時に使用する防災セットを並べたブースなどを準備した。各ブースでは市の職員や苫小牧工業高等専門学校の学生が対応しながら、災害や防災について理解を促した（写真7）。会場では日本人と外国人が一緒にベッドなど組み立てたり、手動充電式ラジオを実際に手に取ったりしながら協働で作業をしていた。また、参加者同士で撮影できるように用意したSNSボードを使いながら、初めて会った参加者同士が交流する様子が見られた。

4 部では、外国人が実際に救急車を利用できるよう、また参加者全員が消火器の使用方法を学べるよう、救急隊と消防隊による実演を行った。ま

ず、救急隊員が救急車は無料で利用できることや救急隊専用の翻訳機（ポケットーク）でコミュニケーションができることを全体に説明した。次に、外国人が体調を崩して自宅に救急車を呼んだという想定で、病院へ搬送するまでの過程を翻訳機を使用して実演した（写真8）。その後、屋外へ移動し、消防隊が消火器の使い方を直接参加者に指導して水消火器による消火器体験を行った（写真9）。

5部では、炊き出し体験としてキッチンカーから軽食を提供した。（写真10）。避難所では必ずしも炊き出しがあるわけではないが、避難所体験では炊き出しへの理解を促すために軽食を提供することとした。全ての体験が終了した後、参加者には防災に対する関心を高めてもらうために防災グッズ体験で展示した非常食など数点を配布した。

避難所体験には日本人と外国人がほぼ半数ずつ参加したこともあり、参加者からは全体的に高い評価を得た。特に外国人からは、避難所でできることや救急車が無料で利用できることなど新たな知識が獲得できたことに加え、簡易ベッドを組み立てるなどの活動を日本人と一緒にできたことに



写真5 講座



写真6 受け付け体験



写真7 防災グッズ体験



写真8 消防による実演



写真9 消火器体験



写真10 炊き出し体験

好意的な意見が多く見られた。一方で、ワークショップでは外国人も受付役になる必要があるというアドバイスもあった。

4. 事業における成果と課題

前述の通り、3つの国際化推進事業は、行政と受託事業者と協議しながら当団体が中心となって実施したものである。本節では、事業を通じて見えた関係者の連携の重要性とその課題について述べる。

4.1 事業実施における関係者間の連携の必要性

3節で詳述した3つの事業は、内容や実施方法は異なるが、いずれも行政である市の担当課と受託企業、そして当団体が対話を重ね、密接に連携しながら、それぞれが有する人的ネットワークを双方向に活用して実施した事業であった。特に事業3に関しては行政が中心的な役割を担い、多くの関係者を連携させて実現した事例である。具体的には、小学校の体育館の使用許可から会場準備までの連絡や調整、避難所で使用する簡易ベッドなどの準備、防災を所管する担当課との調整などはいずれも市の担当課が担った。また、救急隊や消防隊は当日緊急出動の可能性があったため、入念な事前準備が必要であったが、当団体を含む関係者の調整役を担ったのも行政であった。

今回紹介した実践はいずれも苫小牧市の事業であることを考えると、担当課が事業に関わるのは当然といえる。しかし、実際の現場では単に行政が準備や実施に関わるだけでは事業の目的を達成するのは難しい。本事業ではキーパーソンとなる市職員が受託企業や当団体他、実施に携わる関係者を巻き込みながら対話を重ねられるよう調整役を担ったことが成果へとつ

ながったと考えられる。目的達成のためには関係者が事業の目的を共有し、連携を深化させられるよう行政が関係者間の調整役を担うと同時に、担当者が変わっても継続できる仕組みが必要である。

一方で、多文化共生や地域日本語教育の専門家を事業の実施者として巻き込めなかったことや、草の根で活動する市民や団体の発掘が不十分だった点は課題である。事業１と事業２では市外から日本語教育の専門家が参加したことによって新たな関係性の構築につながったが、市内の関係者を巻き込むことはできなかった。苫小牧市内にも多くはないが日本語教育機関があり、把握できていないだけで市民ボランティア団体が既に活動している可能性がある。今年度、このような関係者と限られた接点しか持てなかったことは事業主体である苫小牧市の課題であると同時に、実践に関わった筆者の課題でもある。地域の多文化共生や日本語教育の体制整備のためには情報収集に努め、地域内外の専門家と深い議論ができる関係性をひとつひとつ丁寧に構築すること、また地域住民とのつながりを地道に広げることが重要である。

4.2 事業目的と成果の検証の必要性

今回実施した３事業では、多文化共生に対する理解を促進するため、外国人と日本人が協働できる内容を事業に盛り込むことを共通の目的とした。参加した日本人からは、外国人から直接話を聞く機会が持てたことや多文化共生という考え方を知る機会になったことに対し、概ね高い評価を得られた。特に、日頃外国人と接触が少ない参加者からは、外国人の困りごとに対する驚きとともに、日本人の言語調整の必要性に関する意見が見られた。また、参加した外国人からは、新たな知識の獲得や日本人との協働に対して好意的な意見が多く見られた。これらの参加者の意見から、外国人と日本人の協働活動を通じて、多文化共生社会の実現に必要な相互理解の促進に一定程度成果を残すことができたと考えられる。

しかし、事業全体としての成果については課題が残る。市民参加型の事業では実施後にアンケートを行い、高評価を得ることがあるが、多文化共生推進事業全体としての成果については慎重に判断する必要がある。本来であれば、国際化推進事業全体を計画する段階で、何が理解できれば多文化共生が理解できたといえるのか、どのような状態になれば多文化共生推進に貢献できたといえるのかなど、具体的な指標を十分に議論すべきであ

る。当団体は2022年度の事業の一部を受託企業から請け負ったため、国際化推進事業全体に直接関わることはできなかったが、各事業の実施前に成果の指標を十分に検討できなかったことは課題である。

5. おわりに

以上、本稿では地域の多文化共生の推進に向け、市や受託企業と当団体が連携して行った事業について実践者の視点から述べてきた。苫小牧市の多文化共生関連事業が活発化した背景には、市が成長戦略の施策のひとつに多文化共生を明確に示したということがあった。各事業実践からは、事業を行う際の行政の役割の重要性や、事業成果に対する事前の議論の必要性が見えてきた。当団体は今年度、既に策定された事業計画の下、受託事業者から再委託という形で事業を実施していたため、事業全体を企画する段階から参画できなかったが、次年度以降の3年間は受託企業と共同で国際化推進事業を実施することが決定している。次年度以降は事前の議論を深め、市の施策につながるよう検証可能な成果の指標を検討したい。

最後に、地域日本語教育について本稿では論じてこなかったが、これは前述の通り、苫小牧市は多文化共生の推進の緒に就いたばかりで、地域日本語教育の体制整備について議論するに至っていないためである。外国人が日本人と同じ地域に暮らす市民として対等に社会参加ができるようになるためには、日本語学習機会の保証は不可欠である。文化審議会国語分科会の「日本語教育の参照枠」¹³⁾の報告にあるように、新たに学んだ言語を用いて、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるように日本語学習機会を保証すること、またそのための体制を構築することは改めて述べるまでもなく重要である。

一方で、それは誰が担うのか、どのような方法で行うのか、これまで日本語教育の文脈で繰り返し指摘されてきた課題が苫小牧市にも山積している。多文化共生の推進には多様な人が介在することを考えると、対話と実践の積み重ねの過程こそが重要であろう。それは時間と労力を要する地道な作業の先にある。当団体としても地域に即した多文化共生の方向性や在り方を多様な視点で議論できるよう行政や関係者との連携をさらに進め、地域住民と協働できる体制の構築に努めたい。

注：

- 1) 総務省の「多文化共生推進プログラム」では、多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としており、本稿ではこの定義を基本とする。ただし、野山（2008）が多文化共生という言葉に関し、「国籍や民族などの異なる人々が、自他文化の中や異文化の狭間で、それぞれの文化の理解や、文化的な表現、選択、創造という行為に主体的に関わりながら、その文化的緊張・対立関係の解決過程を通じて、より公正・対等で、平和的な関係を構築しようとしている動的な状況」と捉えることが肝心であると指摘していることから、多文化共生の捉え方については野山に準ずる。
- 2) 日本語教育学会編（2008）では、地域日本語教育システムを「個々の活動や制度、それらをつなぐネットワークなど、地域社会全体に構築される多文化共生社会形成のための日本語教育システム」とし、その直接的な担い手は「行政関連組織を視野に入れていく必要がある」と述べている。
- 3) 本稿の執筆に際し、市の担当課に質問書を送付し、事実確認を行った。ホームページ等で公開されていない情報については、質問書の回答から記述したものである。
- 4) 「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（出入国管理庁）
https://www.moj.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_ichiran_touroku.html（2022年12月21日検索）
- 5) 「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（令和4年12月更新）」（出入国在留管理庁）
<https://www.moj.go.jp/isa/content/001335263.pdf>（2022年12月10日検索）
- 6) 「住民基本台帳・世帯数（2022年12月20日更新）」（北海道）
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/900brr/index2.html>（2022年12月22日検索）
- 7) 「国際交流をしている苫小牧市内の団体（R4.7.1付苫小牧国際交流関係団体連絡協議会会員）」（苫小牧市）
<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kyoiku/kokusaikoryu/>

koryudantai.html (2022年11月10日検索)

- 8) 「地域における多文化共生推進プラン(改訂)」(令和2年9月11日)」
(総務省)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000718717.pdf (2022年12月1日検索)

- 9) 「苫小牧都市再生コンセプトプランの策定について(令和3年3月策定)」(苫小牧市)

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kanko/resort/tomatoshi.html> (2022年11月10日検索)

- 10) 公共サービス民間提案制度とは、公表された市の事業内容や予算に基づき、市が実施するよりも効率的で、より市民サービスの向上につながる提案を民間から募り、協働によるまちづくりの実現を目指す制度。詳細は以下を参照されたい。

「公共サービス民間提案制度について」(苫小牧市)

<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shisei/shisei/shiminjichi/komin/kominseido.html> (2022年11月10日検索)

- 11) 北海道国際交流・協力総合センター(HIECC: Hokkaido International Exchange and Cooperation Center)

<https://www.hiecc.or.jp/> (2022年11月10日検索)

- 12) 避難所運営者と被災外国人の意思疎通を円滑化するためのボード。ボードには絵記号と多言語が表記されており、指差してコミュニケーションする。詳細は以下を参照されたい。

「多言語情報等共通ツールの提供 多言語指さしボード」(一般財団法人自治体国際化協会(クレア))

<https://www.clair.or.jp/j/multiculture/tagengo/yubisashi.html>
(2022年11月10日検索)

- 13) 「日本語教育の参照枠報告(令和3年10月12日)」(文化審議会国語分科会)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93476801_01.pdf (2022年12月1日検索)

参考文献：

御館久里恵(2019)「地域日本語教育に関わる人材の育成」『日本語教育』

172, pp.3-17

加藤真（2017）「人口減少社会における外国人の受け入れ・社会統合に関する論点」『李刊 政策・経営研究』3, pp.37-47

神吉宇一（2015）「日本語教育学の体系化をめざして（1）－日本語教育学に関する議論の推移と社会的役割について」神吉宇一編『日本語教育学のデザイン－その地と図を描く』凡人社 pp.3-25.

徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子編（2019）『地方発 外国人住民との地域づくり－多文化共生の現場から』晃洋書房

野山広（2008）「多文化共生と地域日本語教育支援－持続可能な協働実践の展開を目指して」『日本語教育学』138, pp.4-13

宮入隆（2022）「北海道における外国労働者への依存深化と地域社会の課題－農業分野を中心に」『現代社会学研究』35, pp.21-38

湯山英子・設楽澄子（2019）「北海道における在留ベトナム人の現状と課題－技能実習生の実態調査から」『平成30年度助成研究論文集』pp.115-139

米勢治子（2010）「地域日本語教育における人材育成」『日本語教育』144, pp.61-72

参考資料：

日本語教育学会編（2008）『平成19年度文化庁日本語教育研究委嘱 外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発（「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業）－報告書』

https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/seikatsusha/h19_kenkyu_kaihatsu/nihongo_kyoikugakkai/pdf/hokoku.pdf（2022年12月1日検索）

いがらし けいこ（一般社団法人北海道多文化共生NET代表理事）